



ソフトウェアライセンス契約書

第1条（定義）

この「ソフトウェアライセンス契約書」（以下「本契約書」といいます。）において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

（1）「その他の規程」とは、ソフトウェアライセンス証書、ユーザーポータル、その他の媒体で当社が定める、本契約書以外の本ソフトウェアに関するその他の規程をいいます。

（2）「本契約」とは、本ソフトウェアの使用に関する当社とお客様との間のソフトウェアライセンス契約をいいます。

（3）「当社」とは、ゾーホージャパン株式会社をいいます。

（4）「販売代理店」とは、当社より本ソフトウェアを購入し、お客様に販売する者をいいます。

（5）「お客様」とは、当社との間で本契約を結び、本ソフトウェアをエンドユーザーとして使用する者をいい、製品版、無料版、評価版、いずれのエンドユーザーも対象とします。

（6）「本ソフトウェア」とは、ソフトウェアライセンス証書又はユーザーポータルに記載された当社が販売するソフトウェア及びこれに関するマニュアル等のドキュメント類をいい、製品版、無料版、評価版、いずれも指します。

（7）「ソフトウェアライセンス証書」とは、当社が製品版のお客様に対して本ソフトウェアの使用許諾を与えること及びその条件を証明及び規定する書面をいいます。

（8）「本サーバー等」とは、お客様が本ソフトウェアをインストールする先の、お客様管理に係るサーバー（クラウドサーバーを含みます。以下同様とします。）又はPCをいいます。

（9）「ユーザー登録」とは、当社所定の方法により製品版のお客様として登録することをいいます。

（10）「登録事項」とは、お客様がユーザー登録をする際に登録する当社所定の情報をいいます。

（11）「ライセンスキー等」とは、お客様が製品版の本ソフトウェアを使用するために必要となるライセンスキー又はライセンスファイルをいいます。

（12）「ユーザーポータル」とは、お客様が、登録事項その他当社所定の情報を確認できる、当社が提供するポータルサイトをいいます。

（13）「当社サイト」とは、ユーザーポータルとは別に当社が運営する、本ソフトウェアに関する情報を掲載したウェブサイト을いいます。

（14）「代金」とは、当社より本ソフトウェアの使用を許諾されるための、本ソフトウェアの購入に係る対価をいいます。

（15）「製品版」とは、本ソフトウェアの使用を許諾されるために代金を支払う必要がある形態をいいます。

（16）「無料版」とは、本ソフトウェアの使用を許諾されるために代金を支払う必要がない形態をいいます。

（17）「評価版」とは、本ソフトウェアの購入の有無を検討するために当社所定の期間に限り代金を支

払わずして本ソフトウェアの使用を許諾される形態をいいます。

(18)「通常ライセンス」とは、製品版の内、本契約締結に際して一括して代金を支払う形態をいいます。

(19)「年間ライセンス」とは、製品版の内、本契約期間中に毎年定額で継続して代金を支払う形態をいいます。

第2条 (適用範囲)

1 本契約書は、本契約において当社とお客様との間に適用されます。お客様は、本ソフトウェアの使用を申込みこと（無料版及び評価版に関しては、当社所定の方法により本ソフトウェアを本サーバー等にダウンロードすること、製品版に関しては、当社所定の方法により本ソフトウェアの購入を申込みことを指します。）により、本規約の全ての内容に同意したものとみなされます。

2 その他の規程は、本契約書の一部を構成するものとします。本契約書の規定とその他の規程の内容が異なる場合は、本契約書が優先して適用されます。

第3条 (契約の成立及び切替)

1 無料版及び評価版のお客様に関しては、本ソフトウェアを本サーバー等にダウンロードした時点で本契約が成立します。

2 製品版のお客様に関しては、次条（ユーザー登録）に定めるユーザー登録を行った時点で本契約が成立します。

3 無料版又は評価版のお客様が製品版を購入する場合、前項の時点で、本契約が無料版又は評価版から製品版へと切り替わります。

第4条 (ユーザー登録)

1 製品版のお客様（以下本条においては単に「お客様」と表記とします。）は、製品版の本ソフトウェアの使用に先立ちユーザー登録を行うものとします。

2 お客様は、登録事項が全て正確であることを保証します。

3 当社は、当社所定の基準により、ユーザー登録の可否を判断し、これを認める場合には、お客様に対し、ライセンスキー等その他当社所定の情報を通知します。

4 当社は、お客様が以下のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、理由を一切開示することなく、ユーザー登録を認めないことができます。これによってお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

(1) 当社所定の方法によらずに登録の申込を行った場合

(2) 登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(3) 本契約書に違反するおそれがある場合

(4) 過去に本契約書に違反した者又はその関係者である場合

(5) その他登録が妥当でない場合

5 お客様は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、登録事項の変更の手続きを行うものとします。お客様がこれを怠ったことにより損害を被ったとしても、当社は一切責任を負

わないものとしします。

第5条（ライセンスキー等）

- 1 当社は、お客様に対し、当社所定の方法により、ライセンスキー等を発行するものとしします。
- 2 お客様は、自己の責任において、ライセンスキー等を適切に管理・保管するものとし、これを第三者に開示・使用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をしてはならないものとしします。
- 3 お客様によるライセンスキー等の管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によってお客様が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとしします。

第6条（使用許諾）

- 1 当社は、お客様に対し、本ソフトウェアを、本契約期間中、本サーバー等にインストールの上で、お客様社内でおお客様のネットワーク経由で、お客様自身の業務のために使用することのみを許諾しします。なお、1つのサーバー又は1台のPCへインストールできる使用許諾の単位を、1ライセンスとしします。
- 2 前項に拘らず、本ソフトウェアを、お客様の顧客の業務のために使用することは、1ライセンスあたり顧客1事業者の範囲でのみ許諾しします。なお、1ライセンスを、1項と本項の使用で併用することはできません。すなわち、お客様自身の業務とお客様の顧客の業務それぞれで利用するためには、2以上のライセンスが必要になります。
- 3 お客様は、バックアップ目的でのみ、本ソフトウェアを、お客様管理に係るPC1台にインストールすることができます（使用することはできません。）。
- 4 第1項乃至前項に拘わらず、ソフトウェアライセンス証書又はユーザーポータル上に本ソフトウェアの使用許諾の範囲について別途定められている場合は、当該定めに従うものとしします。
- 5 お客様は、第1項乃至第3項に基づく本ソフトウェアの使用権を、第三者に対して、貸与、譲渡、売買、担保提供、その他一切の処分をしてはならないものとしします。
- 6 お客様は、第3項以外の事由で、追加で他のサーバー又は他のPCへのインストールを希望する場合は、その旨当社に申し入れると共に、追加するライセンス数に応じて代金を支払うものとしします。
- 7 お客様は、コンピューター等のハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保、第三者のソフトウェア等の使用許諾等、本ソフトウェアを第1項乃至第3項の規定に従って使用するために必要となる環境を、自らの責任と費用において整備するものとしします。当社は、お客様が整備するこれらの環境に関して、一切の責任を負わないものとしします。
- 8 お客様は、その理由を問わず本契約が終了した場合、直ちに、本サーバー等から、本ソフトウェアを消去し、以降、本ソフトウェアを一切使用しないものとしします。本契約終了後も、本サーバー等に本ソフトウェアが存在する場合、お客様は本ソフトウェアを使用したものとみなします。
- 9 お客様は、当社が求めた場合は、前項の消去を実施したことを証明するため、別途当社所定の文書に所定の事項を記入し、当社に提出するものとしします。

第7条（知的財産権等）

- 1 本ソフトウェアに関する、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利は、全て当社又は当社に当該権利の再許諾を許諾するサー

ドパーティーに帰属します。本契約書に定める本ソフトウェアの使用許諾は、本ソフトウェアに関する当社又は上記サードパーティーの上記各権利の譲渡を意味するものではありません。

2 お客様は、本契約書に明示された内容及び限度を超えて、本ソフトウェアを使用することはできません。また、本ソフトウェアに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル、その他本ソフトウェアを解析しようと試みてはならないものとします。

3 お客様は、本ソフトウェアの著作権表示、商標、ロゴその他を変更、削除、流用してはならないものとします。

第8条（保証及び責任の制限）

1 当社は、お客様が当社又は販売代理店から本ソフトウェアを納入（インストールやライセンスキー等の発行ではありません。）された後90日間、本ソフトウェアが、当社の指定した環境下で当社の定める仕様に実質的に従って稼働することのみを保証するものとします。当社は、次の各号につき、いかなる保証も行わないものとします。

(1) 本ソフトウェアの使用に起因して本サーバー等に不具合や障害が生じないこと

(2) 本ソフトウェアが正確かつ完全であること

(3) 本ソフトウェアがお客様の特定の目的に適合し、有用であること

(4) 本ソフトウェアがお客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること

2 当社は、本ソフトウェアが前項の規定に従って稼働しない不具合が生じた場合には、当社の任意の判断により、以下のいずれかの措置を講じるものとし、お客様は異議なくこれに応じるものとします。但し、お客様が全面的に協力すること（ログ情報の提供を含み、かつこれに限られません。）を、当該措置を講じる条件とします。

(1) 代品を郵送又は電子データの送信により納入

(2) 不具合の原因の解消

(3) 不具合の発生を回避する情報の提供

(4) 代金の返還

3 前項の規定に拘らず、本ソフトウェアの不具合が、下記のいずれかによる場合、又はお客様による本契約違反に起因する場合、当社のお客様に対して、一切の責任を負わないものとします。

(1) 本ソフトウェアが第三者のソフトウェアと組み合わせて使用等されたことに起因した場合

(2) 本ソフトウェアが当社の指定した環境以外の環境下で使用された場合

(3) 本ソフトウェアが当社以外の者によって改変された場合

(4) その他、当社の責めに帰すべからざる事由による場合

4 本ソフトウェアの詳細な仕様は、当社が別途定めるものとします。当社は、本ソフトウェアの仕様の改良、追加、削除等の変更を行うことがあり、お客様は、これを予め承諾します。当社は、お客様に対し、本契約締結時における本ソフトウェアと同等の仕様を永続的に保証するものではありません。

5 お客様が当社から直接又は間接に、本ソフトウェアに関する情報を得た場合であっても、当社は、お客様に対し、本契約書において規定されている内容を超えて、いかなる保証も行わないものとします。また、販売代理店がお客様に対して用意している注文書その他書面に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、また本契約の内容に影響を与えるものでもありません。

6 本条の規定は、本ソフトウェアに関する当社の一切の責任を規定したものであり、当社は、その理由及び法的根拠のいかに拘らず、お客様に対して、本条の規定以外の一切の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重過失がある場合は、この限りでなく、その場合の当社の損害賠償責任は、お客様に現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない。）ものとし、賠償すべき損害の額は、お客様が現実に支払った当該本ソフトウェアの代金相当額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、瑕疵担保責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

7 本条に定める保証及び当社の責任は、製品版に関してのみとします。無料版及び評価版に関して、当社はいかなる保証も行わず、また、一切の責任を負わないものとします。

第9条（契約期間）

1 本契約の期間開始日は、無料版及び評価版の場合、第3条（契約の成立及び切替）第1項に定める日とし、製品版の場合、同条（契約の成立及び切替）第2項に定める日とします。

2 無料版の場合、本契約は期間の定めのない契約とし、本契約が終了（その理由は問いません。）するまでの間、有効とします。

3 評価版の場合、本契約は当社が別途定める期間をもって満了するものとします。

4 通常ライセンスの場合、本契約は期間の定めのない契約とし、本契約が終了（その理由は問いません。）するまでの間、有効とします。

5 年間ライセンスの場合、本契約の期間満了日は、本ソフトウェアが当社又は販売代理店から納入された日が属する月の翌月1日から起算して1年とします。ただし、上記納入日がその月の初日（すなわち1日）である場合は、当該納入日から起算して1年とします。本契約の期間満了日の前日までに、お客様から、本契約を更新する旨の通知がない限り、本契約は期間満了により終了します。更新する旨の通知があった場合は、同一条件で1年間継続し、改めて、更新後の本契約の期間満了日の前日までに、お客様から、本契約を更新する旨の通知がない限り、本契約は期間満了により終了します。以降も同様とします。

第10条（解除等）

1 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 本契約書のいずれかの条項に違反し、当社指定期間内に違反状態が是正されない場合
- (2) 支払停止若しくは支払い不能となり、又は、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算手続き開始もしくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合
- (3) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
- (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
- (5) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
- (6) 解散または営業停止状態となった場合
- (7) 第2乃至前号の他、お客様の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
- (8) 監督官庁より事業停止命令を受け、または事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合

(9) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合

(10) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている場合

(11) 当社に対する重大な背信行為があった場合

(12) その他、当社がお客様による本ソフトウェアの使用を適当でないと判断した場合

2 お客様は、前項各号のいずれかに該当し、又は、該当すると当社が判断した場合は、当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対する全ての債務の履行をしなければなりません。

3 第1項に基づき本契約が解除された場合でも、お客様が支払った代金は返還されないものとします。

4 無料版及び評価版に関しては、当社はいつでも本契約を解除することができます。

5 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条（紛争対応及び損害賠償）

1 お客様は、本ソフトウェアの使用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

2 前項の損害賠償とは別に、お客様は、本ソフトウェアを不正に使用した場合（本契約期間中に、使用可能な範囲を超えて本ソフトウェアを使用した場合、及び、本契約終了後も、本ソフトウェアを本サーバー等から抹消させなかった場合を含み、かつこれに限りません。）、不正使用分の本ソフトウェアの代金の2倍の金額を、違約金として支払うものとします。

3 お客様が、本ソフトウェアに関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、直ちにその内容を当社に通知するものとします。

4 お客様は、前項の紛争の処理にあたり、当社に対し、実質的な参加の機会及び紛争を処理するために必要な権限を与え、並びに必要な協力をを行い、また当社の指示に従うものとします。

第12条（秘密保持）

お客様は、本契約に関連して当社がお客様に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に使用せず、また、第三者に開示しないものとします。

第13条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報を、当社所定の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第14条（本契約書の変更）

1 当社は、その理由を問わず本契約書をいつでも任意に変更することができるものとし、お客様はこれに同意します。

- 2 当社が別途定める場合を除き、本契約書の変更は、当社サイトに掲載する方法によってお客様へ通知します。
- 3 本契約書の変更は、前項の通知の時点より効力を生じるものとします。
- 4 お客様が本契約書変更後も本ソフトウェアを使用する場合、本契約書の変更に同意したものとみなします。

第15条（連絡）

- 1 当社からお客様への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、本ソフトウェア上での表示又は当社サイトへの掲載等、当社が適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信、本ソフトウェア上での表示又は当社サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点でお客様に到達したものとします。
- 2 お客様から当社への連絡は、当社所定の問合せフォームから、又は問合せ用メールアドレス宛に行うものとします。当社は、問合せフォーム又は問合せ用メールアドレス以外からの問い合わせについては、対応できないものとします。

第16条（権利義務の譲渡）

- 1 お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。
- 2 当社が、本ソフトウェアに係る事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。）した場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務並びに登録事項、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、かかる譲渡に予め同意します。

第17条（存続条項）

本契約終了後も、第6条（使用許諾）第8項及び第9項、第8条（保証及び責任の制限）第6項、第10条（解除等）第3項及び第5項、第11条（紛争対応及び損害賠償）、第12条（秘密保持）、第13条（個人情報の取扱い）、第14条（本契約書の変更）、第15条（連絡）、第16条（権利義務の譲渡）、本条（存続条項）、第18条（完全合意）、第19条（分離可能性）、第20条（準拠法）並びに第21条（管轄）は、引き続きその効力を有するものとします。

第18条（完全合意）

本契約書は、本契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、本契約の締結以前に当事者間でなされた本契約に関連する書面、口頭、その他いかなる方法による合意、表明、保証も、本契約書に取って代わられます。

第19条（分離可能性）

本契約書の規定の一部が、法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本契約書のその他の規定は有効に存続し、また、違法、無効又は不能であ

るとされた部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えて適用し、若しくは当該部分の趣旨に最も近い有効な規定となるよう合理的な解釈を加えて適用します。

第20条（準拠法）

本契約の準拠法は、日本法とします。

第21条（管轄）

本ソフトウェアに関連してお客様と当社の間で紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2016年4月1日 制定